

平成 25 年度第 2 回第 4 期川崎市地域福祉計画協議会 会議録

会議の概要

開催日時	平成 25 年 9 月 2 日（月）午後 2 時から 3 時 50 分まで	
開催場所	第 4 庁舎 4 階第 5 会議室	
出席者	出席委員	15 名
	事務局	5 名 他委託事業者
	欠席委員	2 名
次第	1 地域福祉部長挨拶 2 委員紹介 3 議事 （1）第 4 期川崎市地域福祉計画の策定について （2）その他	
傍聴人の数	0 名	
配付資料	資料 1 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会委員名簿 資料 2 第 4 期川崎市地域福祉計画 骨子（案） 資料 3 第 4 期川崎市地域福祉計画 素案初稿（案） 資料 4 地域包括ケアシステム イメージ図 資料 5 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会設置要綱 参考資料 みんなで防ごう！障害者虐待	

議事要旨

発言者	発言要旨
事務局	本日は第2回目の会議となるが、開催前に委員の交代があったので、改めて委員の皆様をご紹介させていただく。 (委員紹介) (事務局職員紹介)
地域福祉部長	本日は忙しい中、また暑い最中に、第2回地域福祉計画協議会にお集まりいただき、誠にありがたく思う。また、委員の皆様には、日頃から地域福祉の推進に御協力いただき、誠にありがたく思う。5月23日に第1回の本協議会を開催したが、委員の皆様のご意見については、8月23日に開催された地域福祉計画推進検討会議の場でご報告した。また、本日の協議会では、第4期計画の骨子案について委員の皆様からご議論いただき、ご意見を今後の計画素案に反映していきたいと考えている。
事務局	第2回第4期川崎市地域福祉計画協議会を開催。 (資料の確認)
委員長	先の国会で廃案になった生活保護受給者の支援法案が、秋の国会でもう一度提出されることになっており、それに伴って、厚労省内のプロジェクトチーム内でこの法案を地域福祉計画にも入れるかどうかについて検討され、地域福祉計画の策定指針が改定される可能性がある。生活保護受給者や生活困窮者への支援が高齢・障害・子どもの各福祉計画に含まれていないため、この地域福祉計画の中へ含めることになるかもしれない。そのような状況があれば、事務局と打ち合わせしつつ、この計画の中にどう盛り込んでいくか考えたいと思う。今のところは骨子案に含まれていないが、国の方針が出てきたら対応する形になる。 それでは、会議を始めさせていただく。
事務局	これからの進行は委員長にお願いする。
委員長	まず、議事(1)第4期川崎市地域福祉計画の策定について事務局から説明をお願いしたい。
事務局	(第4期計画の骨子案について資料2を用いて説明。) お手元にある資料2の骨子案が本日ご議論いただく内容である。一番左上の『「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして』、その下の「1 いつまでも誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる」、「2 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる」、「3 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる」、これらが地域福祉計画の基本理念であり、第3期計画を踏襲した内容となっている。これは前回の第1回会議でもご議論いただいたところであるが、地域福祉の考え方からこの基本理念を再度確認し、この第4期計画の中でも基本理念として位置づけていきたい。 左下の第3期計画の振り返りは、各事業で行っているものについての報告で

	ある。中段の第4期地域福祉計画の基本的視点は、第3期計画を継承しつつ、併せて、各区の計画等を支援していく計画という位置づけでいきたい。また、地域の実情に合った取組の推進、社会経済環境の変化に対応した取組の推進、区計画及び地域福祉の推進という位置づけである。 区計画の骨子については、市の計画と同時並行で進められており、区ごとの重点取組について議論がなされている最中である。また「生活困窮者への支援」については、先週土曜日に関係団体・NPOを集め、市の方針についての説明会を開いたところである。今回は資料を用意していないので、次回までに生活困窮の支援についてのあり方について示したい。 また、介護の将来像についてもお話したが、地域包括ケアシステムも何らかの形で本計画の骨子内に反映したいと考えている。厚労省からは、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降についての考え方として、「高齢者の尊厳の保持」と「自立生活支援」という目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援とサービス供給体制による地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが示されたところである。 地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される「日常生活圏域」において、医療・介護・地域包括支援センター・生活支援・介護予防といった観点で築いていく、という考え方である。今回の骨子には入れていないが、計画の初稿には何らかの形で反映させたい。
委員長	地域包括ケアシステムについての説明では、地域福祉の根幹である「地域自立生活支援」がはっきりと打ち出されており、この包括ケアシステムを打ち出したことにより、特別養護老人ホーム等に入所するのではなく、地域の中で生活を支援していく方向に大きく舵が切られている。その上で、ご意見等をいただきたい。
委員	素案の初稿についてはこれから説明するということで宜しいか。
事務局	これから説明させていただく。
委員	理念と理想像については非常にきれいに描かれていて宜しいと思うが、実際のところは、各区においてどのようなサポートができて、どこまで住民に周知し、住民がどこまで自分達でやっていこうとするか、という現実的なものをどこまで引き出すのかという点が大事になる。その辺りに若干懸念があることだけ申し上げたい。
委員長	政令指定クラスの大都市になると、市計画と区計画の役割分担も大事になる。特に、市計画の中で公的サービス等の支援制度の基盤を作ることと、住民参加の基盤整備において各区の特徴を生かすことが必要だと思う。
委員	将来的に特養はなくす方向になるのか。
委員長	特養をなくすのではなく、入所より地域生活を重視する方向に舵が切られたということである。
委員	しかし、実際にはどうなのか。どうしても不安が残ってしまう。

委員長	施設が一番お金がかかるうえ、このまま入所者が増えていくと介護保険財政がとんでもないことになってしまう。
委員	私の代以降の働き手が減ってしまうことについて余りふれられていない気がする。
委員	医師会の方に質問させていただく。このケアシステムを実現するためには、医療と介護サービスが非常に重要となるが、各地域の医師と一次・二次・三次医療との連携をサポートする体制は整っているのか。 また介護についても、要介護認定が以前より非常に厳しくなり、一部の人がサービスを使えない状況になっている。これからますますそのような状況になった場合、市のサポート体制はどうなるのか。
副委員長	来年度にケアマネやケースワーカー等の他職種の方々と協議会を立ち上げる予定である。もちろん私達の側にも心配はあるが、これからやっていかなければならないことである。
委員	国が地域包括ケアシステムを言い出したのは5年ぐらい前であるが、介護保険の時と同様に市の方へ投げられてしまったため、末端が非常に苦勞している。市の方も骨子だけを作るのではなく、上手く機能する仕組みを早く作ってほしい。
副委員長	今年の秋頃から認知症の対策等について検討していく予定である。
委員長	地域包括支援センターを対象にした研修の中でも、多職種連携による地域ケア会議を開くことについて説明を行った。これから頻繁に開かれてくると思う。確かに、地域包括ケアセンターには負担となってくるが、一人暮らしの高齢者だけでなく、障害のある家族等の問題を抱えた世帯への対応が大変になっている。それに対しての支援については、障害者福祉分野の人達も一緒にやらなければならない。今の地域包括支援だと障害者の支援ができないので、多職種連携をやらざるを得ない。
委員	前回の会議でも民生委員から意見が出ていたが、実際には支援者となる人員の絶対数が足りないため、地域包括支援ができない。上の方では何度も集まって会議をしているが、人的な資源がなければ実践は難しい。個人情報も含めて法的な絡み等もあるが、その辺も含めて川崎市としての方向性を出していただきたい。
委員長	地域包括支援センターの増員はしている。
委員	実際にはそれでも回り切れていない。私はボランティアとして退院した障害者の支援を10年ぐらいしているが、このような市民参加だけでなく、いざという時には地域包括支援センターを通じて信頼できるサポーターに動いてもらえる仕組みを作ることが現実的だと思う。その辺を考えないと、いくら良い仕組みを作っても動かない。
委員長	地域包括ケア会議には専門職だけでなく一般市民も参加するので、ケースバイケースで住民の福祉活動に繋げることにもなる。こういった制度上のサービスだけでは限界がある部分が、地域福祉計画における「住民活動の基盤整備」

	につながってくる。
委員	ボランティアの成り手がいないことをきっかけに、地域が連携し、絆が生まれやすい環境を作ってほしい。
委員	3期・4期と同じ目標が踏襲される訳だが、第3期計画の振り返りをもっと具体的に書いてほしい。いずれも「始めました」「努めました」「実施しました」だけで、文言も3期で全く同じものである。これでは市民も納得しないのではないか。また、3期で不足していると思われるものを骨子案に含めてほしい。
委員長	3期計画の振り返りについては、推進会議の方でもっと丁寧に行っている。
委員	内容は多少変わっているものの、1～3期とまったく同じ文言が続いている。基本とやるべきことは変わらないが、その中で達成したものと足りないものがもっと見えてきてほしい。「会議に出られる偉い先生方は分かるが、一般市民では読んでも分からない」というのでは駄目だと思う。「きれいに作る」のではなく、「ここが駄目だった、ここが足りない」という点が分かる骨子案にしてほしい。私も保健所から資料をいただいたが、区役所の人も知らないという状況である。「作っただけで終わり」だけでなく、「実際に動く」「住民が実感できる」というものがないといけな。アンケートの意見にもあったが、公務員には住民の目に見える形で役に立つことをやってほしい。だから、「素晴らしい文言」だけでなく、具体的なものを一つ二つ入れてほしい。
委員長	具体的な中身については素案の方に出てくるので、そちらを参照していただきたい。それでは、素案の説明をお願いします。
事務局	(素案の内容について資料3を用いて説明) 今紹介したのは総論の部分となる。本日は骨子の部分のご承認、ご提案をいただくことをメインとしている。また、次回の11月の会議で素案について検討するため、今回、委員の皆様には先行してお配りした。本日は時間の関係上、素案の内容を確認の上、意見をいただく一方、この場で発表し切れなかった意見については、のちほどシートに書いて提出していただくこととする。 シートの締切は9月30日を目安とし、内容を事務局の方で検討のうえ、回答させていただく。その内容を踏まえて、11月の本会議で素案を確定し、1月にパブリックコメントや住民説明会を開催し、3月の本会議にて皆様のご意見を反映した計画書を配布する運びとなる。また、各論については構成しかお伝えしていないが、この点についてもシートでご意見をいただきたい。
委員長	各論の方はこれからもっと肉付けされるということでよいか。
事務局	第1回会議でご議論いただいたように、第4期計画では「災害時要援護者避難支援制度」と「見守り活動の充実」、「民生委員児童委員の活動支援」を新たな取組として提案させていただいた。これらの点に先ほどの地域包括ケアシステムや生活困窮者の件も加味しつつ、骨子の部分も含めて検討する。また、総合計画の進捗と合わせた形で、提示させていただきたい。
委員長	本日は骨子の内容を確定させることになる。先ほど、第3期計画の振り返りが少ないという意見があったが、その点については素案の16～19ページにま

	とめられている。 それでは、皆さんからご意見をいただきたい。
委員	重点取組の「災害時要援護者の支援」についてだが、「手挙げ方式」についてはご説明をいただいているが、実際にはどの辺りまでを助けるシステムになるのか。町会と民生委員の連携についてはまだ煮詰まっていない状態である。協力員制度についてもどうしたらいいのか分からない。 また、民生委員には守秘義務が課せられているが、協力員にお願いしたときに、どこまでそれを守ってもらえるのかが分かりにくい。
事務局	両方とも地域福祉計画の中で具体的なところまで検討するものではなく、防災部局と関連部局が同時に検討しているところである。ただ、地域福祉計画の「共助」の問題に係わるため、地域福祉計画の中で「誰をどう支えるのか」についてしっかり確認しなければならない。 また、6月に災害対策基本法が改正され、災害全般の取組についての強化がうたわれている。南海トラフ地震の件もあり、備蓄や避難所、要援護者避難のあり方についても議題になっているため、従来の制度の強化も含めて検討されていくと考えている。 助けるべき人は大勢いるが、いざというときに動きにくい場合もあり得るので、地域の関係機関も含めて検討しつつ、実効性のある方法を考えていく必要がある。 民生委員児童委員の活動については、近年、その需要がどんどん大きくなっている。行政だけでなく社会福祉協議会からも主要な役割を担っている点や、ちょっとした支援も民生委員児童委員に頼っている点を考慮し、民生委員児童委員の負担が減るような仕組みについて検討していきたい。
委員	災害時要援護者の登録数は出ているのか。
事務局	川崎市の災害時要援護者は在宅での活動が困難な人や移動が困難な人、自力で災害情報を得ることができない人を対象としている。主に、障害者手帳3級以上の障害者や要介護3以上の高齢者が該当するため、制度について周知を行うだけでなく、必要と思われる方にはダイレクトメールや訪問の機会等を使って登録のお誘いをしている。登録者の総数は時期によって若干変動があるが、大体5,700～5,800人ぐらいである。
委員	民生委員児童委員を知らない市民の側に立ってみると、グラフ等からその必要性がよく見えてこない。例えば、川崎市の人口は介護保険が始まった頃から20万ほど増加しているが、今のグラフのような1年ごとの変化だけではその間の人口の動きがよく分からない。5年ごとの変化や転入・転出数を記載してほしい。年齢3区分についても、横浜市や大田区、政令指定都市等との比較を載せて、生産年齢人口や年少人口の違いを明らかにしてほしい。また、7区ごとでも異なるので、その違いも見せてほしい。また、人口ピラミッドには75歳以上に別の色を付ける等工夫していただきたい。 民生委員の推移を表すだけではインパクトが足りないので、1人で470世帯

	を担当していることを、今までとは負担が異なることを示してほしい。 障害者のグラフも3障害を比べたり、円グラフにするなど。また、老人クラブの会員数や自治会の加入数も介護保険前とは全く違うと思うので、その前後で比較してほしい。このように、民生委員の必要性が分かるようなストーリーを組んでまとめてほしい。そうしないと、知らない人には重点取組の中に民生委員が含まれている理由がよく分からないと思う。 あと、13 ページの町内会・自治会への加入状況でも、マンションやアパートに住んでいる人を一番上に持ってきて、持ち家と集合住宅の加入率の違いを示してほしい。そして、骨子まで見て納得してもらえそうな書き方にしてほしい。 1 ページの『他人の「助け」』とあるところは、自立をうたっているのに「助けを得ながら生きています」とも言っているような気がするので、「支援」とした方がよいと思う。
事務局	次回に向けて検討させていただく。
委員	22 ページにある二次避難所についても、要援護者に何かあったときには避難所にいられない場合もあるので、ぜひ重点取組の骨子に入れてほしい。重度障害者に対する援助の手が全く入らなかった例もあるので、ぜひ入れてほしい。
事務局	福祉避難所については、東日本大震災以降にもかなりの議論があった。骨子では「災害時要援護者の支援」という大きい視点でまとめているが、法改正もあり、取組自体もかなり広がってくるので、地域福祉計画でも必ずその点を押さえようということになっている。そのため、22 ページの重点取組については、今後も防災部局と詰めていくため、表現がより広がっていくと思う。災害時には避難しない人の生活支援等も必要になるので、必ずしも避難所に行かなければならないということではない。ただ、その辺はしっかり整理する必要があるので、骨子案の表題としては向こう3年間の災害時要援護者対策という大きな括りで表現させていただいた。施設の方とも具体的な話し合いを進めている。
委員長	骨子は大項目で押さえて1 ページで収めているので、「詳しいことは中をご覧ください」となるのがこの計画の作り方だと思う。
委員	ただ、毎回同じ骨子になっているのが気になる。
委員	22 ページの重点取組の項目を増やすことは可能か。新しいものが何もないという意見に対してアピールするとしたらこの点だと思う。盛り込めるものについての要望があったとき、事務局としてどう対応するのか。
委員長	一つ増えるとしたら、国から指針が示された場合に生活困窮者支援を追加する必要がある。あとは、委員の方々から含めてほしいという意見をいただいた場合に増やせるかどうかということである。
事務局	22 ページの重点取組については概略的な部分もあるので、内容を具体的な取組や3年間での状況変化に応じて変更することはあり得ると思う。予算が伴う部分については個々の計画の中で議論されるので、現段階では連携していくという位置付けになると思う。

委員	個別の計画は当然係わってくると思うが、委員から含めてほしいという意見があれば、福祉の最上位計画である以上、しっかりと配慮していただきたい。
事務局	意見が出た場合には、関係部局との調整や、総合計画における各部門での話し合いとの整合性を図る必要性があるので、その辺も考慮しつつ、次回ご報告させていただく。
委員	若干補足させていただくと、24 ページの計画の位置づけをみると、現在第4期実行計画策定中である総合計画との整合はもちろんであるが、福祉の上位計画である地域福祉計画の中にいろいろなジャンルの計画がぶら下がっているので、個々の計画との整合を図ることが必要であることを申し上げておく。
委員長	当然、総合計画が上位計画であるので、福祉計画に入れるというものがあれば地域福祉計画にも入れることになる。
委員	区民に一番係わってくるのは、区の地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画である。その中で、医師会やNPO等の様々な人達が集まって係わることになっているが、実際には市民活動センターの方が社協よりもオープンになってきている。ただ、素案には市民活動センターが1ヶ所しか見当たらないので、予算づけをしっかりとやって、ボランティアが集まって活動できる「場」を作ってほしい。私が住んでいる中原区では、新しい住民が増えているために様々な問題が起きつつあるが、古い人と新しい人を結びつける「小さなたまり場」的なものがあってこそ、地域の人達が助け合えると思う。市の方でいろいろなものを作って区に下ろすのは構わないし、区の方でもいろいろな人達が集まって取り組もうとしている。しかし、やりたいことができなくて場所探しという問題が発生してしまう。公共施設や、空き店舗等の活用にも予算を付けていくようにしてほしい。また、部局間の垣根を取り払って、市民を巻き込んだ環境整備に取り組んでほしい。
委員長	今の問題は地域福祉計画だけでなく、社協においても活動計画の中で取り組んでいく必要がある。幸区の計画には「住民交流拠点」が計画に盛り込まれており、既に2ヶ所オープンしている。
委員	市ができることは情報提供ぐらいだと聞いたことがあるが、その情報も大事なものである。
委員長	例えば、商店街の空き店舗を活用するのであれば、情報提供が必要になる。 では、骨子案と素案については、皆様からご意見をいただくということをお願いしたい。 次に、議題（2）その他について事務局から何かあるか。
事務局	議事の中でもふれているが、次回の会議は11月を予定している。ただし、総合計画等との関係で、全体的なスケジュールを調整している途中なので、早めに日程についてお知らせしたい。また、ご意見については9月30日までにお寄せいただきたい。
委員長	本日の会議はこれで終了とする。